平成２７年（フ）第１３号
茨城県下妻市前河原622番地７
債務者　松崎　　旭
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１４号
茨城県古河市東牛谷928番地22
債務者　青木　裕二
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１５号
茨城県下妻市前河原622番地７
債務者　松崎　和子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１４４号
富山県氷見市窪1953番地５、前住所富山県氷見市中田747番地
債務者　村中　英夫
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１４５号
富山県高岡市城東１丁目12番７―203号　セジュールすばる、前住所富山県高岡市野村827番地７
債務者　村上　辰二
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１４６号
富山県高岡市城東１丁目12番７―203号　セジュールすばる、前住所富山県高岡市野村827番地７
債務者　村上　昌美
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１０号
長野県上田市芳田991番地６　サンシャイン豊殿205号
債務者　湯本　健太
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１３号
長野県東御市滋野乙1612番地３
債務者　市川　　光
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第８号
静岡県富士市西船津172番地の30
債務者　勝又まゆみ
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２号
静岡県賀茂郡東伊豆町大川1039番地の39　石原方
債務者　森脇美紀子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第５０８号
兵庫県加古川市加古川町大野1356番地の８
債務者　神野　法啓
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３５６号
奈良県大和郡山市材木町63番地
債務者　濱口　　隆
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３５９号
奈良市宝来２丁目23番17―202号
債務者　おより工房鯉家こと　尾﨑　政博
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第９号
奈良県桜井市大字粟殿514番地
債務者　高倉清美こと　徐　　清美
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９３５号
広島市中区千田町３丁目７番73―1004号
債務者　砂原　　宏
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９５８号
広島市安佐南区東野１丁目13番10号　スカイシティ５番館408、住民票上の住所広島市安佐北区可部７丁目１番28―302号
債務者　髙司　雅治
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７５号
広島市東区戸坂くるめ木２丁目15番４―204号
債務者　畑　　千恵
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
広島地方裁判所民事第４部